

東京都確保浴場融資利差補助要綱

平成 31 年 4 月 1 日
30 生消生第 592 号

(目的)

第1 この要綱は、東浴信用組合（以下「信用組合」という。）が行う確保浴場の所有者又は経営者に対する資金の貸付けについて、信用組合が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の行う資金の貸付けに係る貸付利率と同一の利率で貸し付けた場合に、信用組合の貸付利率と公庫の貸付利率との利差分を東京都が補助することにより、信用組合の確保浴場に対する融資を促進するとともに、浴場経営の安定と浴場施設の存続を図り、もって都民の入浴機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「確保浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場又は法第2条第3項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場（以下「普通公衆浴場」という。）のうち、知事が別に定める基準により確保することを必要と認める浴場をいう。

- 2 この要綱において「所有者」とは、確保浴場を所有する者をいう。
- 3 この要綱において「経営者」とは、確保浴場を現に経営し、確保浴場の新築若しくは改築又は修繕について所有者の承諾を得た者をいう。

(利差補助)

第3 信用組合が行う確保浴場の所有者又は経営者に対する東京都公衆浴場改善資金利子補助要綱（平成31年4月1日付30生消生第585号。以下「利子補助要綱」という。）第2 6 (1) 又は(2)に規定する公衆浴場改善資金（以下「公衆浴場改善資金」という。）の貸付けについて、公庫が普通公衆浴場に貸し付ける一般設備貸付けに適用する特別利率（以下「公庫特別利率」という。）と同一の利率で貸し付けた場合、東京都は、信用組合に対し、公庫特別利率と信用組合の確保浴場の所有者又は経営者への通常貸付利率との利差分を予算の範囲内で補助する。

- 2 1の規定により東京都が補助の対象とする貸付金の限度額は、利子補助要綱第5に定める公衆浴場改善資金の補助対象限度額のとおりとする。

(補助金交付対象者)

第4 信用組合が、次に掲げる団体の場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 信用組合の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員

等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（補助金の額）

第5 第3の規定により東京都が交付する利差補助金（以下「補助金」という。）の額は、確保浴場の所有者又は経営者に貸し付けた公衆浴場改善資金について、貸付期間中（改築資金にあっては、貸付期間が20年を超える場合は20年間、修繕資金にあっては、貸付期間が10年を超える場合は10年間）の信用組合の確保浴場の所有者又は経営者への通常貸付利率から公庫特別利率を控除して得られた利率により計算して得た額に相当する額とする。

（補助金の交付申請）

第6 この要綱により、信用組合が補助を受けようとするときは、確保浴場融資利差補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、確保浴場の所有者又は経営者に公衆浴場改善資金を貸し付けた日から1月以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付けに係る金銭消費貸借契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 貸付期間中に支払われる利子の支払予定利子計算書
- (3) 貸付けに係る借入申込書の写し
- (4) 貸付利率に係る公庫特別利率適用証明書
- (5) 貸付利率適用日における確保浴場への通常貸付利率の証明書
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 印鑑証明書
- (8) 前年度の法人事業税及び法人都民税の納税証明書
- (9) 誓約書（別記第2号様式）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第7 知事は、第6の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、確保浴場融資利差補助金交付決定書（別記第3号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、確保浴場融資利差補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

3 知事が必要と認めた場合には、信用組合が、第4に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

（申請の撤回）

第8 信用組合は、第7の規定による補助金の交付決定を受けた場合、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（償還方法の変更承認申請）

第9 信用組合は、第7の規定による補助金の交付決定を受けた後、交付決定に係る

貸付金の借受者からの申出により、貸付金の償還方法を変更（繰上償還を除く。）しようとする場合において、交付決定の内容の変更を必要とするときは、あらかじめ償還方法変更承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（償還方法の変更承認）

第10 知事は、第9の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは変更を承認し、確保浴場融資利差補助金交付変更書（別記第6号様式）により、また、変更を承認しないことと決定したときは、確保浴場融資利差補助金交付変更不承認通知書（別記第7号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、償還方法の変更申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付変更決定をすることができる。

（貸付証明書の提出）

第11 信用組合が補助金の支払を受けようとするときは、当該年度の前年度に属する8月1日から当該年度の7月31日までの期間内の貸付けについて、当該期間中の貸付証明書（別記第8号様式）を、当該期間が経過した日の翌日から起算して30日以内に、知事に提出しなければならない。

2 交付決定に係る資金を貸し付けた日から交付決定日までの間に、7月31日が到来する場合は、交付決定の日の翌日から起算して30日以内に、貸付証明書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び請求）

第12 知事は、第11の規定による貸付証明書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、確保浴場融資利差補助金額確定書（別記第9号様式）により通知する。

2 信用組合は、前項に規定する通知を受けたときは、知事が指定する期日までに、請求書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第13 知事は、第12 1の規定による審査の結果、必要があると認めたときは、交付の条件に適合させるための措置をとることができる。

（補助金の支払）

第14 知事は、第12 2の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適當と認めたときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第15 知事は、信用組合が次の（1）から（6）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業税及び都民税を滞納したとき。
- (3) 交付決定に係る貸付金について期限の利益を失ったとき。

(4) (1) から (3) までに定めるもののほか、補助金決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。

(5) 信用組合（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(6) その他、信用組合（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。

2 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16 知事は、第15 1 (1) 及び (4) から (6) までの規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第17 知事が第15の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、信用組合は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が信用組合に補助金の返還を命じた場合において、信用組合がこれを納期日までに納付しなかったときは、信用組合は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第18 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17 1の規定の適用については、知事が返還を命じた額に相当する補助金は、最後に受領した日に全て受領したものとみなす。ただし、当該返還を命じた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領日において受領したものとする。

2 第17 1の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、信用組合の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第19 第17 2の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(交付決定後の届出事項)

第20 補助金の交付決定を受けた信用組合が、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 事業税及び都民税を滞納したとき。
- (2) 交付決定に係る貸付金が繰上償還されたとき。
- (3) 名称及び代表者氏名の変更その他重要な事項に変更を生じたとき。

(他の規程との関係)

第21 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。